

○中野市公民館条例

平成17年4月1日条例第183号

改正

平成20年9月19日条例第31号

(中略)

(審議会)

第3条 法第29条の規定により、中野市中央公民館（以下「中央公民館」という。）に中野市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、委員の過半数から要求があったときは、中央公民館長の意見を聴いて会議を招集しなければならない。

(以下省略)